

特集

農業と市民活動の連携・協力を考える



市民活動支援センターあすびあで一昨年実施した『市内の市民活動団体と地域諸団体との連携・協力実態調査』では、自治会・町内会や商工会などとの連携事例は見られましたが、小平の特色である“農”に関連する団体との事例は浮かび上がってきませんでした。“プチ田舎”を謳っている小平市ですが、実は毎年東京ドーム約1個分(約4.7畝)が無くなっていると言います。そこで、小平の農業の現状や課題と共に、それを打開するために市民活動にできることを考えてみました。

◆市民活動団体との連携事例

過去に連携事例が全くなかったわけではありません。NPO法人小平・環境の会では、生ごみ堆肥を使った野菜の生育実験を、回田町の農家の協力で約10年間やっていましたし、その後、市のいきいき協働事業として生ごみの地域循環を目指して、上水本町の農家の協力を得て農作物作りを行っていました。また、「農のあるまちづくり会議」から発した「菜の花プロジェクト」も花小金井方面の畑にて9年間活動しました。昨年秋にNPO法人こだいらソーラーが実施した「まち歩き」では、菜の花プロジェクトが回収した廃食油から作ったBDF(経路の代替燃料)を農機具に使用している農家もルートに加えたと言いました。

◆都市農地シンポジウム

今年1月21日に行われた「小平市都市農地シンポジウム」に参加して感じたことは、都市農業が抱える課題は複雑に絡み合っていて悪循環になっているということでした。資料によると多くの農家が農業だけでは生活していけない状況、農地法の縛り、相続税問題、加えて「農地や緑はあってほしい!でも土埃はイヤ」という近隣住民からの苦情…。これでは担い手がなくなるのも無理ないと感じます。都市にとっても緊急時の避難場所や雨水の保水能力などで農の空間は必要、農にとっても巨大な消費地である都市にあることはメリットです。ならばまず農地を残す策、“業”として成り立つ(食べていける、儲かる)策を実行せねばならないでしょう。シンポジウムでは、「都市住民の意識を変えてもらうために学びの場が必要」、「農地を公的施設と捉えるような制度面でのサポート」など、いくつかの提案が話されました。

◆知る、体験する

社会課題の解決の第一歩は「まずは知ること、体験すること」。その意味で体験農園は市民の意識を変える

“学びの場”のひとつと言えるでしょう。現在市内には4ヶ所の体験農園(*)があり、それぞれ特色ある取り組みをしています。そのうちの1つ、学習型体験農園「みのり村」の粕谷英雄さんにお話を伺いました。粕谷さんは7代目、本業の果樹の他、烏骨鶏(うこっけい)も養い、その卵は市内の洋菓子店でプリンに使われているなど多角的な経営をしています。今年10周年を迎える「みのり村」のねらいは「農業と市民生活を繋げたい」「コミュニティづくりを主眼に、農業を盛んにして小平を元気にしたい」とのこと。学生から90代までが集い、講習20回と栽培や交流などを通して農に関するさまざまな知識と横の繋がりを得るそうで、そういう方々は苦情を発することはないでしょう。

学童農園、学校給食への地場産品の活用なども未来の市民への先行投資。体験農園も含め“顔の見える関係”の構築は、時間はかかりますが大事なことです。

◆農業と市民活動の連携の可能性

農で稼げて“業”として成り立つことがもちろん第一、その上での社会貢献的活動ですが、一方で市民活動と連携・協力することで、農業への理解者の裾野を広げ、新たなご糞さんを獲得することにもなるのではないのでしょうか。前述の事例(環境分野の団体)だけでなく、福祉分野(リハビリや自立支援に)や、観光やまちづくり(まち歩きルートで)の分野など、市民活動団体と農家が連携することは、双方にとって良いアウトリーチになる気がします。

三鷹市では、「まちなか農家プロジェクト」が、ホームページやSNSを活用して、頑張っている農家の思いやこだわりを発信し、さらにイベントを開催して消費者との距離を縮めるなど、都市で農業を営む農家の助けになることを目指して活動しているようです。小平市でもこのような動きが起きることを期待したいです。

まもなく小平市農業振興計画が出来上がります。素案では市民や市民団体、NPO等も推進主体と位置づけられています。「生産緑地法の2022年問題」(◆)も控えていることを考えると、今後10年間にどのような振興施策が展開されるのか、“プチ田舎”の良さを誇れるような街の実現に向けて本腰を入れた取り組みが求められるでしょう。(文責:田原)

*体験農園:体験農園「華農園」(小川西町)、学習型体験農園「みのり村」(上水本町)、体験塾「畑のおじさん」(天神町)、体験農園「グリーン」(花小金井南町)の4ヶ所。詳しいことは[小平市 体験農園](#)で検索。

◆生産緑地法の2022年問題:1991年に改正された生産緑地法。税金が宅地に比べて安い生産緑地ですが、指定から30年経過したら所有者は市町村に対して買い取りの申し出ができ、市町村は特別な事情がない限り時価で買い取らなければなりません。30年後にあたるのが2022年、そうなった時に市町村が財政的にどこまで対応できるのか、難しいとなった場合開発業者が購入し宅地化が進むのではないかと予測されています。